

令和8年度 グローバルニッチトップ助成金 【募集要項】

○申請方法

jGrants（Jグランツ）での交付申請と申請書類の提出の両方の手続きが必要です。

jGrants での交付申請

知財センターHPからjGrantsの交付申請フォームへ遷移し、交付申請フォームから申請してください。



申請書類の提出（送付）

簡易書留、レターパック、宅配便（信書用）等、記録が残る方法により、下記送付先へお送りください。

※jGrantsとは、国が提供する電子申請システムです。

※jGrantsを利用するには、「GビズIDプライムアカウント」の発行が必要です。
国の審査によりID発行に時間がかかるため、余裕を持って準備してください。

○グローバルニッチトップ助成金ホームページURL

（申請書類のダウンロード及びjGrantsの交付申請ページへ遷移してください）

<https://www.tokyo-kosha.or.jp/chizai/josei/nichetop/>

○申請受付期間

令和8年6月16日（火）～7月15日（水） 17時まで

○知的財産に関する無料相談

助成金の申請手続き前に、助成金の内容や申請書類の確認等をご相談いただくことも可能です。ご希望の場合は、事前にホームページよりご予約をお願いします。

○お問い合わせ先（送付先）



東京都知的財産総合センター

グローバルニッチトップ助成金担当

〒110-0016 東京都台東区台東1-3-5 反町商事ビル1階

TEL：03-3832-3656 e-mail：chizai-josei@tokyo-kosha.or.jp

URL：https://www.tokyo-kosha.or.jp/chizai/index.html

= 申込者情報のお取り扱いについて =

1 利用目的

- (1) 当該事業の事務連絡や運営管理・統計分析のために使用します。
- (2) 経営支援・技術支援等各種事業案内やアンケート調査依頼等を行う場合があります。

※上記(2)を辞退される方は、当該事業担当者までご連絡ください。

2 第三者への提供（原則として行いませんが、以下により行政機関へ提供する場合があります。）

(1) 目的

ア 当会社からの行政機関への事業報告

イ 行政機関からの各種事業案内、アンケート調査依頼等

(2) 項目 氏名、連絡先等、当該事業申込書記載の内容

(3) 手段 電子データ、プリントアウトした用紙

※上記(1)目的のイを辞退される方は、当該事業担当者までご連絡ください。

3 「手続サクサクプロジェクト」への参加のお願い

本申請等においてご提供いただいた法人情報等について、東京都によるデータ収集にご同意いただいた場合は、上記1及び2にかかわらず、今後、東京都及び東京都政策連携団体、東京都事業協力団体が行う各種補助金等の申請手続の際にデータ入力を省略可能とする取組に利用させていただきます。

東京都によるデータ収集に関する同意につき、ご理解ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

(手続サクサクプロジェクトの詳細はこちら)

https://www.digitalservice.metro.tokyo.lg.jp/business/ict/base_registry

◆ 個人情報について

当会社では、「個人情報保護指針」に基づき、個人情報を収集、管理及び利用いたします。

また、指針に定める利用目的以外には、原則として利用しません。詳しくは下記のリンクから指針をご確認ください。

<https://www.tokyo-kosha.or.jp/privacy.html>

反社会的勢力排除に関する誓約事項

1 助成金の交付申請にあたっては、申請時・助成事業の実施期間内および完了後において、次のいずれにも該当しないことを誓約する必要があります。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがあるもの、または暴力団もしくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持もしくは運営に協力し、もしくは関与するものをいう。以下同じ。）
- (4) 暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、暴力団準構成員もしくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持もしくは運営に積極的に協力しもしくは関与するもの、または業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し、暴力団の維持もしくは運営に協力している企業をいう。）
- (5) 総会屋等（総会屋その他企業を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
- (6) 社会運動等標ぼうゴロ（社会運動もしくは政治活動を仮装し、または標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
- (7) 特殊知能暴力集団等（暴力団との関係を背景に、その威力を用い、または暴力団と資金的な繋がりを有し、構造的な不正の中核となっている集団または個人をいう。）
- (8) 準暴力団等（暴力団と同程度の明確な組織性は有しないものの、暴力団等の犯罪組織との密接な関係がうかがわれる者）
- (9) 匿名・流動型犯罪グループ（SNSや求人サイト等を利用して実行犯を募集する手口により特殊詐欺等を広域的に敢行するなどの集団）
- (10) 前各号に掲げる者と次のいずれかに該当する関係にある者（共生者）
 - イ 前各号に掲げる者が自己の事業または自社の経営を支配していると認められること
 - ロ 前各号に掲げる者が自己の事業または自社の経営に実質的に関与していると認められること
 - ハ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって前各号に掲げる者を利用したと認められること
 - ニ 前各号に掲げる者に資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ホ 前各号に掲げる者と役員または経営に実質的に関与している者が、社会的に非難されるべき関係にあると認められること
- (11) その他前各号に準ずる者

2 申請にあたっては、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを誓約する必要があります。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 助成金事業において募集要項・交付決定通知書・事務の手引きに定めるところを超えた不当な要求行為
- (3) 公社に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて公社の信用を毀損し、または公社の業務を妨害する行為

3 申請事業者は、助成金の申請時・助成事業の実施期間内および完了後において、上記の第1項及び第2項の誓約に反したときには、公社の実施する一切の事業等から排除され、これによって不利益を被ることとなっても一切異議を申し立てず、公社になんらの請求もしないものとします。

【目次】

| | | |
|-----|---------------------------|----|
| 1 | 簡易要件確認 | 1 |
| 2 | 用語説明 | 2 |
| 3 | 目的..... | 3 |
| 4 | 助成内容 | 3 |
| 5 | 申請から交付決定後までの流れ | 4 |
| 6 | 申請における留意事項 | 4 |
| 7 | 助成対象経費 | 6 |
| 8 | 申請要件 | 8 |
| 9 | 申請..... | 14 |
| 10 | 審査..... | 16 |
| 11 | 交付決定 | 16 |
| 12 | 交付決定後の流れ | 17 |
| 13 | 助成事業の経理 | 18 |
| 14 | 報告書類 | 18 |
| 15 | 事業計画の変更・中止 | 21 |
| 16 | 助成事業完了後の注意事項 | 21 |
| 17 | 助成金交付決定の取消し及び助成金の返還 | 22 |
| 18 | 公社職員による調査等 | 23 |
| 19 | 知的財産に関する無料相談について | 23 |
| 補足 | よくあるご質問 | 24 |
| 巻末1 | 申請時に提出する書類 | 26 |
| 巻末2 | 実績報告時に提出する帳票類のサンプル | 43 |

1 簡易要件確認

| | |
|---|---|
| <p>(1) 申請要件 →詳細は7頁「8 申請要件」を参照</p> <p>○令和8年4月1日以前に設立（設立登記又は開業届出）し、実質的に事業を行っている東京都内の中小企業者等ですか？</p> | <p>対象とならない例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和8年4月2日以降に設立 ・客観的にみて都内に根付く形で事業活動が行われていないもの ・都内に登記簿上の本店又は支店がない中小企業者 ・大企業、医療法人、学校法人、宗教法人等 |
| <p>はい↓</p> <p>→詳細は8～10頁「助成金申請資格となる事業と必要となる要件」を参照</p> <p>○令和3年4月1日以降令和8年3月31日までに、「助成金申請資格となる事業と必要となる要件」に掲げるいずれかの事業において、技術や製品が優れたものであると認められ表彰・助成・支援を受けていますか？</p> | <p>対象とならない例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象となる事業において、令和3年4月1日以降令和8年3月31日までに表彰・助成・支援を受けていない。 ・表彰・助成・支援を受けたものが対象となる事業でない。 |
| <p>はい↓</p> <p>(2) 助成内容 →詳細は3頁「4 助成内容」を参照</p> <p>○助成金申請を検討している出願・登録は外国への出願・登録ですか？（複数国への出願・登録は可）</p> | <p>対象とならない例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本国内への出願若しくは国内移行 |
| <p>はい↓</p> <p>○助成金申請者が出願人に含まれる出願ですか？</p> | <p>対象とならない例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・助成金申請者が出願人に含まれない出願 |
| <p>はい↓</p> <p>【共同出願の場合のみ】 ○権利の持分及び外国出願の費用負担割合が記載された共同出願契約書を提出できますか？</p> | <p>対象とならない例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共同出願契約書が未提出 ・対象となる発明・考案の特定、権利の持分及び外国出願の費用負担割合が未記載 |
| <p>はい↓</p> <p>○助成金申請を検討している出願・登録、知財トラブル対策又は先行調査に係る発注又は契約、実施、支払の全ての完了が令和8年4月1日以降ですか？（PCTによる出願における、発注又は契約、実施、支払の全てが令和8年4月1日以降の各国移行は対象）</p> | <p>対象とならない例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和8年3月31日以前に発注又は契約、実施、支払のいずれかが完了しているもの |
| <p>はい↓</p> <p>(3) 助成対象経費 →詳細は5頁「7 助成対象経費」を参照</p> <p>○助成金の対象となる経費は、権利取得等の経費（外国での権利取得・維持に関する費用。周辺・改良技術等に関するものを含む）、知財トラブル対策に関する経費及び先行調査に要する経費であり、必要最小限の経費ですか？</p> | <p>対象とならない例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般的な市場価格若しくは発注又は契約の内容に対して著しく高額な経費 |
| <p>はい↓</p> <p>○助成対象経費の支出者と助成金申請者は同一となりますか？</p> | <p>対象とならない例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・助成対象経費の支出者と助成金申請者が異なるもの |
| <p>はい↓</p> <p>本助成金の活用をご検討ください。 ※他にも注意点がございますので、必ず次頁以降で詳細をご確認ください。</p> | |

2 用語説明

本募集要項に記載されている助成金に関する主な用語の説明は、以下のとおりです。

| 用語 | 説明 |
|------------|--|
| 助成金 | あらかじめ提出された交付申請書に基づき、東京都知的財産総合センター（以下、「知財センター」という。）が審査を経て、助成金の支払対象とすることやその上限額等を決定し、申請者が申請書の記載内容を実施した後、知財センターによる完了検査を経て、その実施経費の一部について、一括の後払いで支払うもの |
| 申請 | 助成金に申し込むこと。交付申請も同義 |
| 申請者 | 助成金交付申請書の名称欄に記載される助成金に申請する中小企業者等 |
| 交付 | 知財センターが助成金を支払うこと |
| 申請事業 | 申請者が助成金の交付対象として申請する取組（※申請者が営むビジネスそのものではありません。） |
| 助成事業 | 申請事業のうち、助成金の交付対象とすることを知財センターが決定した事業（※申請者が営むビジネスそのものでありません。） |
| 交付決定 | 知財センターが申請事業を助成事業として決定すること |
| 助成事業者 | 知財センターから交付決定を受けた申請者 |
| 助成事業に要する経費 | 申請事業若しくは助成事業に要する、消費税等も含む総支出。総事業費も同義 |
| 助成対象経費 | 助成事業に要する経費のうち、消費税等を除いた助成金の交付対象となる経費 |
| 助成対象外経費 | 助成事業に要する経費のうち、消費税等の助成金の交付対象とならない経費 |
| 助成率 | 助成対象経費のうち助成金として交付される金額を算定するための割合 |
| 助成限度額 | 助成金として交付されうる制度上の最大金額 |
| 助成金交付申請額 | 助成金交付申請書に記載された助成対象経費に助成率を乗じた助成限度額までの金額 |
| 助成予定額 | 助成金交付申請額に基づいて算定された、交付決定時点において助成金として交付されうる最大金額 |
| 助成対象期間 | 助成対象経費とするために、助成事業者が発注又は契約、実施、支払、源泉所得税の納付等の全てを完了しなければならない期間。助成対象経費の算定期間、助成事業実施期間も同義 |

3 目的

本助成金は、世界規模での事業展開が期待できる技術や製品を有する東京都内の中小企業者等に対して、知的財産権の取得等に要する経費を助成し、知財戦略の策定から実施までを継続的にかつ強力に支援することで、東京の産業を牽引する企業を創出することを目的とします。

4 助成内容

(1) 助成対象期間（助成事業実施期間）

令和8年4月1日から最長令和10年12月31日まで（2年9か月）

助成対象期間は、年度ごとに3期間に区分できます。

令和8年度：令和8年4月1日から令和9年3月31日（第1期）

令和9年度：令和9年4月1日から令和10年3月31日（第2期）

令和10年度：令和10年4月1日から令和10年12月31日（第3期）

各期の終了後に実績を確認・検査した上で、助成金を交付します。

(2) 助成限度額

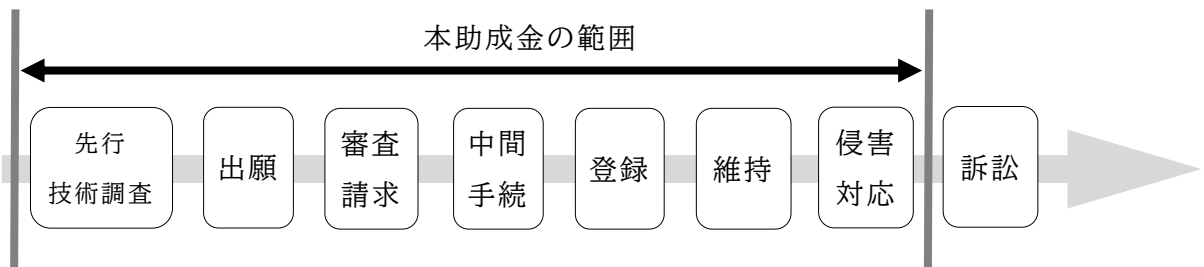
1,000万円（3期通算）

(3) 助成率

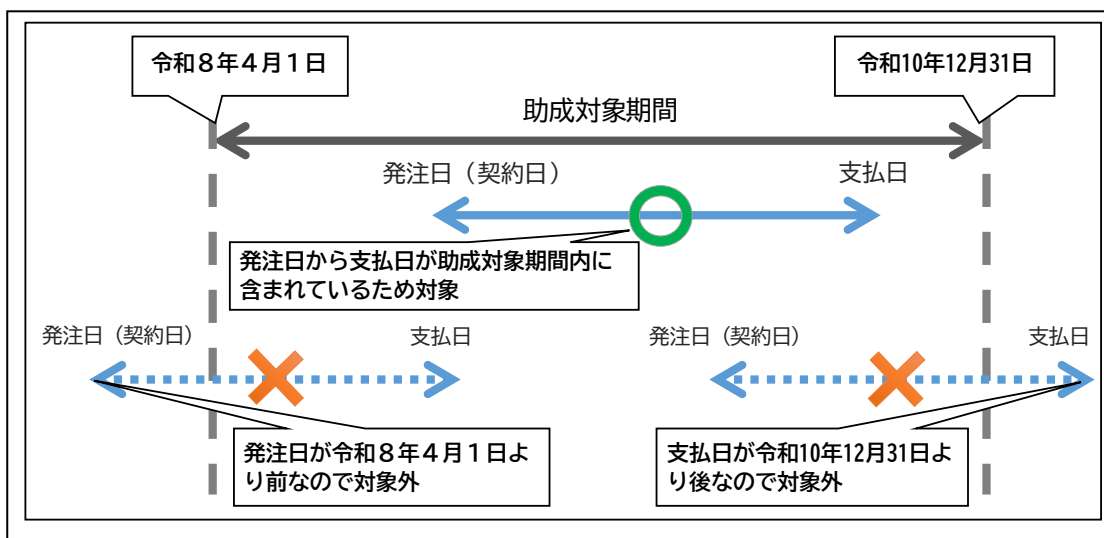
助成対象と認められる経費の1/2以内

(4) 助成対象経費

外国での知的財産（特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権等）の権利取得又は維持、活用等に要する経費の一部（詳細は6頁の「7 助成対象経費」を参照）

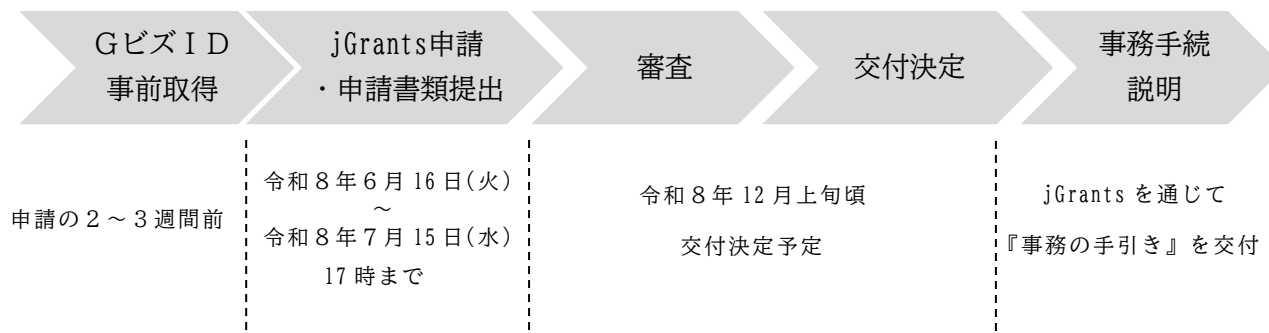


< 助成対象期間と助成対象経費の関係 >



5 申請から交付決定後までの流れ

申請から交付決定後までの流れは下表のとおりです。状況により変更する場合があります。



6 申請における留意事項

(1) 助成対象とならない事業の例

- ア 開業、運転資金など本助成金の目的以外の経費の助成を目的としているもの
- イ 令和10年12月31日までに、完了が見込めないもの
- ウ 公序良俗に反するなど、助成対象の内容について公社が適切ではないと判断するもの

(2) 助成金申請における主な留意事項

- ア 同一年度の交付決定は、一中小企業者等につき一件とします。
- イ 共同出願に係る経費については、助成金申請者の費用負担割合に応じて助成予定額を決定します。ただし、一出願案件に対し1,000万円を上限とします（3期通算）。また、申請書提出時に、対象となる発明・考案の特定、権利の持分及び費用負担割合が記載された共同出願契約書の提出が必要です。
- ウ 助成事業の完了は、助成対象期間内に助成事業者が名義人となる外国での知的財産の権利取得又は維持等が完了したことを確認できることが条件になります。
- エ 交付決定の後、実績報告時の関係書類として、支払が確認できる書類（請求書、振込控等）のほか、その履行が確認できる資料（完了報告書類）の提出が必要です（詳細は18頁の「14 報告書類」を参照）。
- オ 助成対象期間中に申請要件を満たさなくなった場合には、助成対象期間内であっても打ち切ることがあります。
- カ 同一の助成対象経費に対して、他の助成金と重複して助成金を受けることはできません。
- キ 技術や製品に係る特許権・実用新案権・意匠権が、国内外のいずれかに既に権利化されていることが必要です。
- ク 世界規模での事業展開の計画を有しており、その計画に基づき、海外での知的財産の権利取得又は維持、活用等を推進しようとしていることが必要です。

ケ 申請の確認・提出、及び申請受付以降の手続きは、助成金申請者の代表者又は従業員が行ってください。ただし、jGrants上の当初申請手続きに限り、申請事業者に代わり第三者が代理申請機能を使用することができます。

(詳細は、下記<代理申請機能について>を参照してください)

※ 出願等に係る代理人は代理申請を請け負うことができません。

<代理申請機能について>

- (ア) 本助成事業の申請にあたって、申請の手続きを申請者に代わり第三者が行うことができます。ただし、jGrants上の代理申請機能の使用に限ります。
- (イ) 以下の者は、代理申請を請け負うことはできません。
 - 助成対象経費に関与する事業者（外注(委託)先の事業者）及びその従業員
 - 本助成事業の運営及び審査に関わる者、ならびに、これらの者が所有又は所属する事業者（公社職員・相談員等）
- (ウ) jGrants上の代理申請を行う場合、申請者（委任元）が第三者（行政書士等）にGビズID上で委任の依頼をすることで、受任した行政書士等がjGrants上で申請を作成できます。ただし、申請の確認及び提出は申請者自身が行います。必ず申請者自身の意思・責任で申請等を行ってください。また、申請受付以降の手続きは申請者自身が行ってください。
- (エ) GビズID上で委任関係を結ぶ場合、「GビズIDプライム」を保有している委任者、受任者のマイページ上で委任申請、承認作業が必要です。詳細はデジタル庁GビズID HPの「よくある質問」(<https://gbiz-id.go.jp/top/faq/faq.html>)の「5. 委任について」及び「GビズIDマイページ操作マニュアル」(https://gbiz-id.go.jp/top/manual/pdf/Manual_gbiz-id_mypage.pdf)の「4.2.委任申請する」をご確認ください。
- (オ) 代理申請を行う場合は、申請者は「同意書（代理申請用）」を作成し、公社に提出してください。公社HPからダウンロードした様式を使用し、本助成事業の申請書類とともに「同意書（代理申請用）」を提出してください。
- (カ) 代理申請に関し、申請者（委任元）と代理申請者との間に生じた紛争またはトラブルについては、事務局は関与するものではなく、当該当事者間で解決してください。

代理申請における申請の流れは、通常の申請と同じです。

7 助成対象経費

助成対象経費は、以下（１）～（４）の条件に適合し、「助成対象経費一覧」に掲げる経費です。

- （１） 助成事業として決定を受けた事業を実施するための必要最小限の経費
- （２） 助成対象期間内に発注又は契約、実施、支払の全てが完了した経費（源泉所得税も助成対象期間内に納付することが必要）
- （３） 助成事業者自身が代理人又は相手国所管庁等に直接支出したことが確認できる経費
- （４） 助成対象（使途、単価、為替レート、支払額等）が証憑や書類により確認可能であり、かつ、助成事業に係るものとして、明確に区分できる経費

※ 通常業務・取引と混合して支払いを行わないでください。やむを得ず混合して支払った場合は、その金額の根拠が確認できる書類とその計算内容を記した資料が必要になります。

助成対象経費一覧

| 経費区分 | 区分 | 具体的費用 |
|--|-----------------|--|
| 権利取得等費用 （外国での権利取得・維持に関する費用。周辺・改良技術等に関するものを含む） | 特許 | 出願料、特許料、審査・審判請求料、翻訳費用、代理人費用（国内・現地）、中間処理費用（意見書・補正書作成費用） |
| | 意匠 | 出願料、登録料、審査・審判請求料、翻訳費用、代理人費用（国内・現地）、中間処理費用（意見書・補正書作成費用） |
| | 商標 | 出願料、登録料、審査・審判請求料、翻訳費用、代理人費用（国内・現地）、中間処理費用（意見書・補正書作成費用） |
| | 実用新案 | 出願料、登録料、審査・審判請求料、翻訳費用、代理人費用（国内・現地）、中間処理費用（意見書・補正書作成費用） |
| | 著作権 | 登録料、代理人費用（国内・国外） |
| 知財トラブル対策費用 | 紛争に備える費用 | 訴訟保険加入費用（知財訴訟特約事項に限る） |
| | 侵害調査費用 | 他社特許の無効調査に関する代理人費用（国内・現地）、鑑定費用、専門家意見書・見解書作成費用 |
| | 現地展示会での模倣対策費用 | 模倣品の撤去に要する代理人への委託費用（調査に要する費用を含む） |
| | 税関での模倣品・海賊版差止費用 | 申請に関する代理人費用（国内・現地） |
| 先行調査費用 | 他社知財調査費用 | 代理人費用（国内・現地） |

<助成対象経費とならない場合の例>

- ア 助成事業に直接関係のない経費
 - イ 帳票類が不備の経費（契約書若しくは注文書・注文請書、完了報告書類、源泉所得税納付時の領収証書、請求書、振込控、通帳等が確認できない場合）
 - ウ 交付申請書に記載されていない事項に関する経費
 - エ 他の取引と相殺して支払が行われている経費
 - オ 助成事業者の口座から振込先の口座への振込払い以外の方法により支払が行われている経費（現金、手形、小切手、電子記録債権）
 - カ 支払時に、ポイントカード等によるポイントを取得・使用した場合のポイント分
 - キ 親会社、子会社、グループ企業等関連会社（自社と資本関係のある会社、役員等及び従業員を兼任している会社、代表者の三親等以内の親族が経営する会社等）との取引に係る経費
 - ク 共同出願する場合の、共同出願人の間での取引に係る経費
 - ケ 国内消費税
 - コ 国内向けの振込手数料及び振込先負担の場合の振込手数料
 - サ 一般的な市場価格若しくは発注又は契約の内容に対して著しく高額な経費
 - シ 公的資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費
 - ス 発注又は契約から支払までの一連の手続きが助成対象期間内に未完了の経費
 - セ 知財トラブル対策時の訴訟に係る経費
 - ソ 助成期間外を対象期間とした経費（維持年金など）
 - タ 支払額の一部又は全額に相当する金額を口座振込や現金により助成事業者へ払い戻すことで、支払額を減額・無償とすることにより、取引を証明する証憑に記載された金額と実質的に支払われた金額が一致しない経費
- ※ その他内容によっては助成対象外となるものもありますので、知財センターへご確認ください。

8 申請要件

申請に当たっては、次の（１）～（３）の全ての要件を満たす必要があります。また、特段の記載がある場合を除き、助成対象期間が終了するとき（それより前に助成事業が完了する場合はその完了時）まで申請要件を引き続き満たす必要があります。助成対象期間の途中で申請要件を満たさなくなった場合は、助成対象期間内であっても支援を打ち切ることがあります。

（１） 次のア又はイのいずれかに該当する者

ア 中小企業者^{※1}（会社及び個人事業者）

イ 中小企業団体^{※2}

※1 「中小企業者」とは、次に該当するもので、大企業^{注1}が実質的に経営に参画^{注2}していない者を指します。

| 業種（日本標準産業分類に基づく） | 資本金の額又は出資の総額 | 常時使用する従業員数 |
|--|--------------|------------|
| 製造業（ソフトウェア業、情報処理サービス業を含む）、建設業、運輸業、その他の業種（下記以外） | 3億円以下 | 300人以下 |
| ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ製造業及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く） | 3億円以下 | 900人以下 |
| 卸売業 | 1億円以下 | 100人以下 |
| サービス業（下記以外） | 5千万円以下 | 100人以下 |
| 旅館業 | 5千万円以下 | 200人以下 |
| 小売業 | 5千万円以下 | 50人以下 |

注1 「大企業」とは、前記に該当する中小企業者以外の者で、事業を営む者を指します。ただし、中小企業投資育成㈱、投資事業有限責任組合は除きます。

注2 「大企業が実質的に経営に参画」とは、次に掲げる事項に該当する場合を指します。

- ・大企業が単独で発行済株式総数又は出資総額の2分の1以上を所有又は出資している場合
- ・大企業が複数で発行済株式総数又は出資総額の3分の2以上を所有又は出資している場合
- ・役員総数の2分の1以上を大企業の役員又は従業員が兼務している場合
（ただし、当該役員又は従業員がいわゆる副業により兼務し、経営の自主性、独立性が損なわれていないことが認められる場合を除く）
- ・その他大企業が実質的に経営に参画していると考えられる場合
例 （１）大企業やその子会社等が過半数の議決権を保持する場合
 （２）大企業やその子会社等が議決権について指示できる場合

※2 「中小企業団体」とは、中小企業等協同組合法に基づく組合又は中小企業団体の組織に関する法律第3条に掲げる団体であって、構成員の半数以上が東京都内の事業所で実質的に事業を行っている^{注3}中小企業者であり、大企業が実質的に経営に参画していない者を指します。

注3 「東京都内の事業所で実質的に事業を行っている」とは、都内所在を証するために交付申請書に添付する登記簿謄本や開業届に記載された都内所在地において、単に建物があることだけではなく、客観的にみて都内に根付く形で事業活動が行われていることを指します。交付申請書、ホームページ、名刺、看板や表札、電話等連絡時の状況、事業実態や従業員の雇用状況等から総合的

に判断します。

※4「大企業」の定義については、諸外国の現地法に基づいて設立された企業であっても、本要項に記載の定義が適用されるものとします（ただし、LPS（Limited Partnership＝投資事業有限責任組合）を除く）。

なお、資本金換算は、申請年度における4月最初の営業日の金融機関が公表している為替レートを用いるものとします。

(2) 組織形態が、次のア若しくはイのいずれかに該当し、それぞれ(ア)(イ)の条件を満たす者

ア 個人事業者以外の場合

(ア) 基準日^{※1}現在で、会社については東京都内に登記簿上の本店又は支店、中小企業団体については東京都内に登記簿上の主たる事務所のいずれかがあること

(イ) 基準日現在で、1年以上、東京都内の事業所で実質的に事業を行っている^{※2}、又は、引き続き事業期間が1年に満たないが、東京都内で創業し、東京都内の事業所で実質的に事業を行っている者

※1「基準日」は、令和8年4月1日を指します。

イ 個人事業者の場合

(ア) 基準日現在で、税務署に提出済みの個人事業の開業・廃業等届出書の写しにより、納税地・主たる事業所等の東京都内所在等が確認できること

(イ) 基準日現在で、1年以上、東京都内の事業所で実質的に事業を行っている、又は、引き続き事業期間が1年に満たないが、東京都内で創業し、東京都内の事業所で実質的に事業を行っている者

※ 上記のア・イのいずれにおいても、助成事業の成果を活用し、東京都内で引き続き事業を営む予定であることが必要です。

(3) 次のア～セの全てに該当する者

- ア 同一内容で、公社・国・都道府県・区市町村等から助成を受けていないこと。
- イ 同一内容で公社が実施する他の助成金に併願申請していないこと。
- ウ 事業税等を滞納（分納）していないこと。
- エ 東京都及び公社に対する賃料・使用料等の債務の支払が滞っていないこと。
- オ 申請日までの過去5年間に、公社・国・都道府県・区市町村等が実施する助成事業等に関して、不正等の事故を起こしていないこと。
- カ 過去に公社から助成金の交付を受けている者は、本助成事業への申請時点までの、当該の助成事業で定める報告期間の全てにおける「活用状況報告書」や「企業化状況報告書」、「実施結果状況報告書」等を提出していること。未提出がある場合は、当該の助成事業で定める報告期間満了の翌年度の3月31日まで、本助成事業への申請はできないものとする。
- キ 民事再生法又は会社更生法による申立て等、助成事業の継続性について不確実な状況が存在しないこと。
- ク 助成事業の実施に当たって必要な許認可を取得し、関係法令を遵守すること。
- ケ 東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）に規定する暴力団関係者又は公社所定「反社会的勢力排除に関する誓約事項」の誓約遵守に反するものでないこと。
- コ 風俗営業等の規制及び業務の適性化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗関連業、ギャンブル業、賭博等、支援対象として社会通念上適切でないと判断されるものでないこと。
- サ 連鎖販売取引、ネガティブ・オプション（送り付け商法）、催眠商法、靈感商法など、公的資金の助成先として適切でない業態を営んでいないこと。
- シ 令和3年4月1日以降令和8年3月31日までに、次の「助成金申請資格となる事業と必要となる要件」に掲げるいずれかの事業において、技術や製品が優れたものであると認められ表彰・助成・支援を受けており、かつ必要となる要件を満たしていること。
- ス 上記シに掲げた表彰・助成・支援を受け、かつ、必要となる要件を満たした技術や製品が、過去に同一の条件によって本助成事業の交付決定を受けていないこと。
- セ その他、公社が公的資金の助成先として適切でないと判断するものではないこと。

助成金申請資格となる事業と必要となる要件

| | 事業名 | 実施団体 | 必要となる要件 |
|---|--------------------------------------|------|-----------------------------------|
| 1 | 経営革新計画 | 東京都 | 承認されたこと。計画に基づく自社の製品又はサービスが特定できること |
| 2 | 東京都トライアル発注認定制度 (新事業分野開拓者認定制度) | 東京都 | 認定されたこと |
| 3 | 東京ビジネスデザインアワード (東京デザインコンペティション事業) | 東京都 | テーマ賞を受賞したこと |

| | 事業名 | 実施 団体 | 必要となる要件 |
|----|--|------------------|--|
| 4 | TOKYO地域資源等活用推進事業 | 東京都 | 助成額が確定していること（対象期間内の日付で発行された「助成金確定通知書」を受けていること） |
| 5 | 明日にチャレンジ中小企業基盤強化事業 （受注型中小企業競争力強化支援事業） | 東京都 団体 中央会 | 助成額が確定していること（対象期間内の日付で発行された「助成金確定通知書」を受けていること） |
| 6 | 外国特許出願費用助成事業 | 公社 | 助成額が確定していること（対象期間内の日付で発行された「助成金確定通知書」を受けていること） |
| 7 | 外国実用新案出願費用助成事業 | 公社 | 助成額が確定していること（対象期間内の日付で発行された「助成金確定通知書」を受けていること） |
| 8 | TOKYO戦略的イノベーション促進事業 | 公社 | 助成額が確定していること（対象期間内の日付で発行された「助成金確定通知書」を受けていること） |
| 9 | 新需要獲得に向けたイノベーション創出支援事業 | 公社 | 助成額が確定していること（対象期間内の日付で発行された「助成金確定通知書」を受けていること） |
| 10 | 中小企業ニューマーケット開拓支援事業 | 公社 | 支援を受けている又は受けていたこと。 |
| 11 | 事業可能性評価事業 | 公社 | 「可能性あり」と評価されたこと。評価事業に基づく製品又はサービスが特定できること |
| 12 | 新製品・新技術開発助成事業 | 公社 | 助成額が確定していること（対象期間内の日付で発行された「助成金確定通知書」を受けていること） |
| 13 | 「東京手仕事」普及促進プロジェクト(東京発「クールジャパン」の推進/伝統工芸品) | 公社 | 支援を受けている又は受けていたこと。 ※商品開発プロジェクトは除く |
| 14 | 海外販路ナビゲータによるハンズオン支援 （海外展開総合支援事業）（海外販路開拓支援事業） | 公社 | 支援を受けている又は受けていたこと。 |
| 15 | 知財戦略導入支援事業 （ニッチトップ育成支援事業） | 公社 | 修了認定されたこと |
| 16 | 海外企業連携ナビゲータによるハンズオン支援 （海外企業連携プロジェクト事業） | 公社 | 支援を受けている又は受けていたこと。 |
| 17 | 事業化チャレンジ道場 （ものづくりイノベーション企業創出道場） （製販一体型新製品開発支援事業） | 公社 | 修了認定されたこと |
| 18 | 介護現場のニーズに対応した製品開発支援事業 | 公社 | 助成額が確定していること（対象期間内の日付で発行された「助成金確定通知書」を受けていること） |

| | 事業名 | 実施 団体 | 必要となる要件 |
|----|--|----------|--|
| 19 | 先進的防災技術実用化支援事業 (改良・実用化フェーズ) | 公社 | 助成額が確定していること(対象期間内の日付で発行された「助成金確定通知書」を受けていること) |
| 20 | 航空宇宙産業への参入支援事業 (宇宙製品等開発経費助成) | 公社 | 助成額が確定していること(対象期間内の日付で発行された「助成金確定通知書」を受けていること) |
| 21 | 次世代イノベーション創出プロジェクト 2020 助成事業 | 公社 | 助成額が確定していること(対象期間内の日付で発行された「助成金確定通知書」を受けていること) |
| 22 | TOKYOイチオシ応援事業 (地域の魅力を活かした新ビジネス創出事業) | 公社 | 助成額が確定していること(対象期間内の日付で発行された「助成金確定通知書」を受けていること) |
| 23 | 製品改良/規格適合・認証取得支援事業 (マネジメントシステム認証取得を除く) | 公社 | 助成額が確定していること(対象期間内の日付で発行された「助成金確定通知書」を受けていること) |
| 24 | 東京アニメピッチグランプリ(東京発「クールジャパン」の推進(コンテンツ))(アニメーション海外展開ステップアッププログラム事業) | 東京都 | 「東京アニメピッチグランプリ」で入賞したこと |
| 25 | 東京コンテンツ/ソリューションビジネスアワード(オンラインコンテンツビジネスアワード)(先端技術を活用した社会課題解決促進事業) | 東京都 | 大賞・優秀賞又は奨励賞を受賞したこと |
| 26 | スポーツ・健康分野の海外展開支援事業(成長産業分野の海外展示会出展支援事業) | 東京都 | 支援を受けている又は受けていたこと |
| 27 | 医療関連機器等の海外展開支援(成長産業分野の海外展示会出展支援事業) | 東京都 | 支援を受けている又は受けていたこと |
| 28 | 東京都ベンチャー技術大賞 (世界発信コンペティション) | 東京都 | 大賞・優秀賞・奨励賞又は特別賞を受賞したこと |
| 29 | TOKYO地域資源等を活用したイノベーション創出事業 | 公社 | 助成額が確定していること(対象期間内の日付で発行された「助成金確定通知書」を受けていること) |
| 30 | 女性活躍のためのフェムテック開発支援・普及促進事業 | 公社 | 助成額が確定していること(対象期間内の日付で発行された「助成金確定通知書」を受けていること) |
| 31 | 安全・安心な東京の実現に向けた製品開発支援事業 | 公社 | 助成額が確定していること(対象期間内の日付で発行された「助成金確定通知書」を受けていること) |
| 32 | 高齢者向け新ビジネス創出支援事業 | 公社 | 助成額が確定していること(対象期間内の日付で発行された「助成金確定通知書」を受けていること) |
| 33 | 成長産業分野への事業転換に向けた製品開発支援事業(技術開発助成) | 公社 | 助成額が確定していること(対象期間内の日付で発行された「助成金確定通知書」を受けていること) |

| | 事業名 | 実施 団体 | 必要となる要件 |
|----|---------------------|----------|--|
| 34 | 多摩ものづくりコミュニティ組成支援事業 | 公社 | 助成額が確定していること（対象期間内の日付で発行された「助成金確定通知書」を受けていること） |
| 35 | 広域ものづくりネットワーク形成支援事業 | 公社 | 助成額が確定していること（対象期間内の日付で発行された「助成金確定通知書」を受けていること） |
| 36 | 知的財産活用製品化支援助成事業 | 公社 | 助成額が確定していること（対象期間内の日付で発行された「助成金確定通知書」を受けていること） |
| 37 | スタートアップ知的財産支援助成事業 | 公社 | 助成額が確定していること（対象期間内の日付で発行された「助成金確定通知書」を受けていること） |

※1 外国特許出願費用助成事業における「発明の名称」、外国実用新案出願費用助成事業における「考案の名称」が同じである複数の案件については、別個の要件として扱うことはできない（出願国が異なる等による複数採択案件は同一の要件とみなし、本助成事業に複数回申請することはできない）

9 申請

(1) 申請の流れ

※jGrantsによる申請手続きと申請書類の提出の両方の手続きが必要です。

| 手順 | 内容 |
|-----------------------------|---|
| GビズIDの 発行申請 (未発行の方のみ) | <ul style="list-style-type: none"> 以下のページにて、法人・個人事業主向け共通認証基盤「GビズIDプライムアカウント」の発行手続きを行ってください。 https://www.jgrants-portal.go.jp/signup |
| 交付申請書の取得 | <ul style="list-style-type: none"> 以下のページから交付申請書をダウンロードしてください。 https://www.tokyo-kosha.or.jp/chizai/josei/nichetop/ |
| 申請書類の作成 | <ul style="list-style-type: none"> 交付申請書に必要事項を日本語で記載してください。 |
| 電子申請 (jGrants) | <ul style="list-style-type: none"> 以下のページから jGrants の公社指定の申請フォームへ遷移し、申請手続きを行ってください。 https://www.tokyo-kosha.or.jp/chizai/josei/nichetop/ |
| 申請書類の提出 | <ul style="list-style-type: none"> 簡易書留、レターパック、宅配便（信書用）等、記録が残る方法により、下記送付先へお送りください。 ※「グローバルニッチトップ助成金申請書類在中」と送付物のオモテにご記入ください。 ※持参、普通郵便、FAX、電子メール等によるご提出は、受付いたしません。 ※提出部数は26頁の「巻末1 申請時に提出する書類」の通りです。 1部提出する書類と3部提出する書類は別々にして頂くとともに、 <u>3部提出する書類は1組にまとめ3つの束に分けてください。</u> ※申請書類に不備、不足等がある場合は、修正、追加書類の依頼等の連絡をいたします。余裕をもってお早めにお送りください。 ※申請書類を正式に受理しましたら、交付申請書へ記載された「担当者メールアドレス」へ受付完了のご連絡をお送りします。 ・送付先： 〒110-0016 東京都台東区台東 1-3-5 反町商事ビル 1階 公益財団法人東京都中小企業振興公社 東京都知的財産総合センター グローバルニッチトップ助成金担当 宛 グローバルニッチトップ助成金申請書類在中 (TEL 03-3832-3656) |

(2) 提出書類（紙媒体での提出）

ア グローバルニッチトップ助成金交付申請書 3部（正1部・副2部、計3部）

イ 添付書類（3部、もしくは1部。詳細は26頁の「**巻末1 申請時に提出する書類**」を参照）

(3) 留意事項

ア 申請は、国が提供する電子申請システム（jGrants）での申請及び提出書類の提出（送付）が必要です。申請者自身が、公社ページに公開する「電子申請マニュアル」に従って作業してください。

イ jGrantsを利用するには、「GビズIDプライムアカウント」の取得が必要です。国の審査により発行まで時間がかかるため、余裕を持って準備してください。GビズIDに関するご不明点等は、「GビズIDヘルプデスク」へお問い合わせください。

ウ 交付申請書は日本語で記載し、**A4サイズ・片面印刷**でクリップ止めしてください。

エ 添付書類は原則としてA4サイズとしてください（両面記載可、ホチキス止め不可）。

オ 提出書類に不備・不足等がある場合、原則として交付申請書へ記載された「担当者メールアドレス」へ連絡します。追加書類の提出及び説明等を求めることがあります。

カ 提出書類の不備や不足に対する修正資料の提出、又は公社が求める追加書類等の提出について、公社が示す期限を過ぎた場合や回答がない場合等には、審査不通過となる場合があります。

キ 提出書類の返却や送付依頼には審査の可否に関わらず応じられませんので、申請者が必ず提出書類の控え及びバックアップを取って保管してください。また、申請後の提出書類の加筆、修正等はできません。

ク 期限内にjGrantsで申請手続きをされなかった場合の提出書類、または提出期限を過ぎて提出された提出書類は、適正な申請がされなかったものとして受領せず、廃棄処分とさせていただきますのでご了承ください。

ケ 相談・申請等の他、交付決定後の知財センターとの事務連絡・検査等についても、助成金申請者（代表者又は連絡担当者）ご本人にご対応いただきます。弁理士事務所等の代理人の方による知財センターとの事務連絡・検査等のご対応はご遠慮ください。

コ 提出書類の取得及び作成等、申請に係る経費は、申請者の負担となります。

10 審査

申請時に提出された書類に基づき、一次審査（書類審査）を行います。一次審査を通過した申請者に対し、二次審査（面接審査）を行い、総合的な観点から助成事業者を決定します。日程等については、別途、お知らせします。また、必要に応じて申請者を訪問し、申請内容や事業活動、経営状況等についてヒアリングをさせていただく場合があります。

（1） 審査の視点

ア 資格審査

- ・ 申請要件等

イ 経理審査

- ・ 財務内容等

ウ 事業審査

- ・ 技術・製品の卓越性・将来性
- ・ 事業戦略の妥当性・実現性
- ・ 知財戦略の妥当性・実現性

（2） 審査の留意点

ア 審査は非公開で行います。審査に関する個別のお問い合わせにはお答え致しかねますので、予めご了承ください。

イ 審査の結果、助成金申請額と助成金交付予定額が異なる場合があります。

11 交付決定

（1） 助成金の交付決定

助成金の交付決定とは、提出された交付申請書に記載の申請内容について審査の結果、助成事業とすること及び助成予定額を決定したもので、jGrants を通じて助成金申請者に助成金交付決定通知書（以下、「決定通知書」という。）により通知するものです。助成金の交付決定に当たって、必要に応じて条件を付す場合があります。

（2） 助成対象期間（助成事業実施期間）

助成事業の実施に当たっては、申請内容及び決定通知書記載の内容に沿って令和8年4月1日から令和10年12月31日までの間に必ず完了させてください。助成対象となる経費は、この期間に代理人等への発注又は契約、実施、支払の全てが完了した経費です。また、外国での知的財産の権利取得又は維持等の完了を確認できない場合、助成金は交付されません。

（3） 助成予定額

助成予定額は交付金額の上限額を示し、最終的な交付金額は、完了検査後の査定によって確定され、助成金確定通知書により通知します。査定の結果、助成予定額から減額になることがあります。

12 交付決定後の流れ

(1) 事業の実施

助成事業者は、助成事業の成果、経費の妥当性および適切な経理処理について、公社に対し合理的に説明・立証する必要があります。事業実施にあたっては、募集要項の他、決定通知書および交付決定時に配布する事務の手引きに基づいて適正な処理を行ってください。

(2) 実績報告（詳細は18頁の「14 報告書類」を参照）

助成事業が完了したとき又は各期が終了したときは、速やかに実績報告書と、代理人等への発注又は契約、実施、支払の全てが助成対象期間内に完了したことの確認に必要な帳票類の写しを提出していただきます（完了後15日以内）。

なお、交付決定時点で既に助成事業が完了している場合の実績報告書等の提出は、完了後15日以内に限りません。

(3) 完了検査

提出された実績報告書と帳票類の写しに基づき、実績報告書に記載いただく検査の実施希望場所（原則、実質的に事業を行っている東京都内の事業所）又は公社が指定する場所で完了検査を実施します。内容は、助成対象期間内に助成事業者が名義人となる外国での知的財産の権利取得又は維持等の確認、支払が完了した経費についての確認（証拠書類などの実物との原本照合）等となります。

訪問日は、担当職員からご連絡の上、決定させていただきます。

(4) 助成金の額の確定

完了検査後、公社職員により改めて実績報告書の精査を行います。精査が完了し、助成事業が適正に行われたと認められたときは、助成金の額を確定し、助成金確定通知書により通知します。助成金の確定額は、実際に要した助成対象経費に2分の1を乗じて得た額と各期間別の資金計画における助成金申請額のいずれか低い額となります。ただし、千円未満の端数があるときは切り捨てとなり、助成対象外経費は除外されます。

(5) 助成金の請求及び支払

助成金額の確定通知を受けた後、助成金請求書及び印鑑証明書（請求書発行日前3ヵ月以内（発行日同日も可）のもの1通）を提出していただきます。請求書には印鑑証明書と同じ印を押印していただきます。助成金は請求書が提出された後、指定の銀行口座へお振込いたします。

なお、助成金は一括の後払いです。

※ アドバイザー等による支援

事業の遂行に当たり、外国出願や侵害対応等に精通した専門のアドバイザーが貴社を訪問し、現在の進捗や今後の対応方針について無料の相談に応じます。その他、知財戦略のブラッシュアップを行うなど貴社に密着した支援を実施します。

13 助成事業の経理

(1) 経理処理及び帳票類の整理

助成事業に係る経理処理については、他の事業と区別して収支を記録するとともに、支出その他関係書類は整理して保管していただきます。

(2) 経費の支払方法

支払方法は、助成事業者名義の金融機関口座からの振込払いを原則とします。

以下に留意してください。

ア 助成事業者名義以外の口座から振込を行った経費については対象外となります。従って、助成事業者に在籍する役員や従業員の口座からの振込も対象外となります。

イ 他の取引と相殺して支払が行われている経費は対象外となります。

ウ クレジットカードによる支払いは、次の条件をすべて満たしている場合のみ助成対象となります。現金、手形、小切手、電子記録債権による支払いは、助成対象外（一切不可）です。

(ア) 助成事業者名義のクレジットカードによる支払であること（助成事業者名義ではない法人代表者等の名義のカードによる支払は対象外）

(イ) 当該経費の決済や付与されたポイントが確認できる月次発行の利用明細書等、通帳等を提出できること

(ウ) 当該経費支払額の金融機関口座からの引落しが助成対象期間内に完了したことを通帳等により確認できること

※ 助成対象期間の終了に近い時期における経費の支払は、助成事業者名義の金融機関口座からの振込払いをおすすめします。

(エ) 毎回の支払額を一定として定期的に返済を継続する支払方法ではないこと

14 報告書類

助成事業の実績報告には実績報告書、帳票類の写しの紙媒体での提出が必要になります。

(1) 実績報告書

助成事業実施の経過や実績及び効果、経費の支払明細について記入し、作成していただきます。

(2) 帳票類の写し

帳票類により、助成事業者が代理人等に業務を依頼したこと、その代理人等が業務を完了したこと、助成事業者がその代理人等に対価を支払ったこと等を確認します。

なお、確認に必要な書類の提出を追加でご依頼する場合があります。

帳票類の写し（場合分けされている事項を除き、必要事項を全て満たしていることが必要）

| No | 帳票 | 必要事項 |
|-----|--------|--|
| 1～6 | 共通事項 | <ul style="list-style-type: none"> ・発行権者名及び受信者名並びに日付が明記され、各帳票間において矛盾がないこと ・発注又は契約、実施、支払（納税含む）が一貫して助成事業者の名義で行われていること ・1のうち注文書・注文請書の場合と、3の請求書については、当事者の押印に代えて発行権者の記名又は自署も可能。ただし、相手方の記名又は自署の場合は、書類の発行権者の連絡先の記載が必要（必要に応じて、記載の連絡先に確認の連絡をさせていただく場合があります）。 <p>※ 電子署名及び認証業務に関する法律第2条に定義する「電子署名」を使用した場合は、押印されたものとして取り扱い、書類の発行権者の連絡先の記載は不要。「電子署名」ではない電子印鑑等は書類の発行権者の連絡先の記載が必要</p> |
| 1～3 | 共通事項 | <ul style="list-style-type: none"> ・発明の名称・基礎出願番号（付与されている場合）・出願国又は手続国・出願人（助成事業者が含まれていること）が明記されていること <p>※ 詳細は43頁の「巻末2 実績報告時に提出する帳票類のサンプル」を参照</p> |
| 1 | 契約書 | <ul style="list-style-type: none"> ・注文書・注文請書のセットでも可 ・発明の名称・出願国・出願人（助成事業者が含まれていること）・内容等が明記されたもの ・当事者の押印（社判又は代表者印、現地代理人に直接依頼した場合はサインでも可）があるもの <p>※電話等の口頭によるもの、電子メールによるもの（現地代理人分を除く）は不可</p> |
| 2 | 完了報告書類 | <p>外国での知的財産の権利取得又は維持等を完了したことが分かる書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 代理人等からの完了報告（全ての代理人分（国内及び現地）） ○ 相手国所管庁発行の出願番号通知もしくは権利登録証 ○ 相手国所管庁へ提出した願書、出願明細書（翻訳文）、図面等の出願書類一式、中間手続書類 ○ 相手国所管庁発行の中間手続書面 ○ 相手国所管庁へ提出した中間手続書面（意見書・補正書等） ○ 年金管理台帳もしくはそれに準ずる書類（助成事業者が名義人であること及び出願番号が明記されたもの） ○ 調査報告書、保険証、鑑定書、意見書、見解書等（知財トラブルへの対応や先行調査が完了したことが分かるもの） |
| 3 | 請求書 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 代理人等からの請求書（全ての代理人分（国内及び現地）） <ul style="list-style-type: none"> ・請求内容（仕様、単価、数量）、請求金額、支払方法（振込先等）、為替レートが明記されていること ・相手方の押印（社判又は代表者印。現地代理人に直接依頼した場合の請求書はサインでも可）があること ・請求書に記載された発行権者名と振込先の口座名義が整合していること ・国内代理人からの請求書には、現地代理人からの請求額と整合する請求額が明記されていること（現地代理人が外貨で請求している場合は外貨額も明記されていること） ・現地代理人が外貨で請求している場合は、現地代理人の外貨請求額×為替レートの円換算額と国内代理人が請求している円換算額が整合していること ・国内代理人の請求書の場合は、消費税額が明記されていること |

| No | 帳票 | 必要事項 |
|----|-------------------------|---|
| 4 | 振込控 | <p>※ 現金、手形、小切手、電子記録債権による振込・支払はすべて対象外</p> <p>○ インターネットバンキングによる振込の場合：振込処理完了画面を印刷した書面</p> <p>※ 一定期間経過後、取得できなくなることがありますのでご注意ください。</p> <p>○ A T M（現金自動預払機）による振込の場合：振込控</p> <p>○ 金融機関の窓口による振込の場合：金融機関の取扱日付、領収印のある振込票（控え）</p> <p>※ 上記3つの方法による振込の場合は、次の2つの要件を満たすこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・助成事業者の名義の口座から振り込まれていること ・振込先（請求書記載の振込先と整合すること）の口座名義・口座番号・日時・振込金額等が明記されていること <p>○ クレジットカードによる支払の場合：当該経費の決済や付与されたポイントが確認できる月次発行の利用明細書等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・助成事業者名義のクレジットカードによる支払であること（助成事業者名義ではない法人代表者等の名義のカードによる支払は対象外） ・当該経費支払額の金融機関口座からの引落しが助成対象期間内に完了したことを通帳等により確認できること ・毎回の支払額を一定として定期的に返済を継続する支払方法ではないこと |
| 5 | 源泉所得税 納付時の 領収証書 | <p>○ 金融機関の窓口等による納付の場合：金融機関の領収印のある領収証書</p> <p>○ 国税電子申告・納税システム（e-Tax）による納付の場合：受信通知（納付区分番号通知）及び所得税徴収高計算書</p> <p>※ 源泉所得税の納付についても下記6を提出すること</p> |
| 6 | 通帳 又は 当座勘定 照合表 | <p>○ 通帳又は当座勘定照合表による場合：表紙、表紙の裏面、振込金額が明記されているページ（当該取引以外の行は黒塗りで可）</p> <p>○ 通帳又は当座勘定照合表によらない場合：インターネット等で取得可能な入出金明細表等</p> <p>※ 上記のいずれにおいても下記の2点を満たすこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・振込控や源泉所得税納付時の領収証書等に記載された合計金額と通帳等における口座引落金額が整合していること ・取引金融機関名、支店名、預金種別、口座番号、口座引落日、口座引落金額が明記されていること |

15 事業計画の変更・中止

助成金の交付決定通知を受けた後に、交付申請書に記載の内容を変更するときは、所定の手続きを行う必要があります。

(1) 変更後に届出が必要な場合

助成事業者の名称（商号又は屋号）、所在地、代表者名、実印の変更をしたとき、会社形態を変更したとき、合併をしたとき

(2) 変更・中止前に承認申請および公社の承認が必要な場合

以下に該当する変更または中止を行うときは、あらかじめ承認申請等の手続きを行い、事前に公社の承認を得る必要があります。

※正当な理由がないと公社が判断した場合は、認められない場合があります。

※公社の承認を得ずに変更等を行った場合は、助成対象外となります。

ア 交付申請書に記載された助成事業の内容を著しく変更しようとするとき

※交付申請書に記載された発明の変更や出願国の追加等の変更はできません。

※出願国の削減は事業計画の変更には含まれません。

イ 個人事業主である助成事業者が新会社等の法人設立を行う場合（いわゆる「法人成り」の場合）で、当該法人に助成事業を譲渡しようとするとき

ウ 助成事業を中止しようとするとき

16 助成事業完了後の注意事項

(1) 活用状況報告書の提出

助成事業者には助成事業の成果の活用に努めていただきます。助成事業の完了した日（助成金確定通知書の日付）の属する公社会計年度の終了後、その翌年度から5年間、各年度が終了する毎に、助成事業に係る過去1年間の活用状況について、権利化の成否に関わらず、活用状況報告書を提出していただきます。

(2) 関係書類の保存

助成事業に関する帳簿及び書類は、助成事業が完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しなければなりません。

17 助成金交付決定の取消し及び助成金の返還

助成事業者、委託・外注先の事業者その他助成事業の関係者が、以下のいずれかに該当した場合は、助成金交付決定の全部又は一部を取り消し、不正の内容、申請者及びこれに協力した関係者等の公表を行うことがあります。また、既に助成事業者に助成金が交付されている場合は、期限を定めて返還していただく場合があります。

※ 本事項は、助成金の額の確定があった後においても適用があるものとします。

※ 不正行為に対しては、刑事罰が適用される場合もありますので十分注意してください。

- (1) 助成事業について交付決定又は変更承認等の内容と異なる事実が認められたとき。
- (2) 助成事業者が偽り、隠匿その他不正の手段により助成金の交付を受けたとき又は受けようとしたとき。(キャッシュバックや協賛金等の名目で実質的に本来受領する助成金を偽ることを含む)
- (3) 助成事業者が助成金を他の用途に使用したとき又は使用しようとしたとき。
- (4) 助成事業者が東京都内事業所で実質的に事業を行っているとは認められないとき。
- (5) 助成事業について申請要件に該当しない事実が判明したとき。
- (6) 助成事業者が助成金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件又は事務の手引きに定める遵守事項、助成金交付決定に基づく命令その他法令に違反したとき。
- (7) 助成事業者等が申請日までの過去5年間又は申請日から助成金を支払う日までの間に、法令に違反したとき。
- (8) 助成事業者等が申請日までの過去5年間又は申請日から助成金を支払う日までの間に、公社・国・都道府県・区市町村等が実施する助成事業等に関して、不正等の事故を起こしたとき。
- (9) 助成事業者等が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）に規定する暴力団関係者であること又は公社所定「反社会的勢力排除に関する誓約事項」の誓約遵守に反することが判明したとき。
- (10) 助成事業者等が風俗営業等の規制及び業務の適性化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗関連業、ギャンブル業、賭博等、支援の対象として社会通念上適切でないと判断される業態を営んでいたこと若しくは営んでいることが判明したとき。
- (11) 助成事業者等が連鎖販売取引、ネガティブ・オプション（送り付け商法）、催眠商法、靈感商法など公的資金の助成先として適切でない業態を営んでいた又は営んでいることが判明したとき。

18 公社職員による調査等

- (1) 助成事業の実施状況、助成金の収支及び助成金に係わる帳簿書類その他の物件について、公社職員が完了検査とは別に立入り調査又は報告を求める場合があります。(外注(委託)先の事業者その他助成事業の関係者に質問することを含みます)。
- (2) 助成事業者は、公社から立入り調査、又は報告を求められたときは、これに応じなければなりません(外注(委託)先の事業者その他助成事業の関係者が質問を受けたときを含みます)。
- (3) 前2項の規定は、交付すべき助成金の額の確定があった後においても適用があるものとしてします。

19 知的財産に関する無料相談について

東京都知的財産総合センターでは、当該助成金申請の有無に関わらず、中小企業の皆様からの知的財産全般に関する相談を無料で行っておりますので、ぜひお気軽にご利用ください。

補足 よくあるご質問

1 申請資格・要件について

Q 申請要件の中小企業者の定義における、常時使用する従業員数の範囲はどこまでですか？パート等の扱いはどうなるのですか？

A 家族従業員、臨時の使用人、会社の役員は従業員に含みません。ただし、パート・アルバイト等名目は臨時雇いであっても、解雇の予告が必要な人員は従業員に含みます。

Q 申請要件の中小企業者の定義における、従業員数には、当社から関連会社への出向社員は含まれますか？

A 出向社員は、出向元の従業員扱いとなるため、含まれます。

Q 一般社団法人、一般財団法人、医療法人、学校法人、宗教法人等は申請できますか？

A 一般社団法人、一般財団法人、医療法人、学校法人、宗教法人等については、申請していただくことはできません。

Q 個人事業者とはどのような人を言うのですか？

A 国税庁の「タックスアンサー」では、同種の行為を反復、継続、独立して行うことを「事業」と定義しています。従って、個人でこの定義に従う「事業」を営んでいる方を、本助成金においては個人事業者と言います。

Q 本助成金で申請した技術・製品に係る特許権等と同一の技術・製品に係る特許権等を対象として、他の公的機関の助成金に併願申請することはできますか？

A 本助成金で申請した技術・製品に係る特許権等と同一の技術・製品に係る特許権等を対象として、他の公的機関の助成金に併願申請することはできます。しかし、同一の技術・製品に係る特許権等を対象として助成金を受けることはできないため、両方に採択された場合は、一方を辞退していただきます。

Q 過年度に本助成金に採択されましたが、別の技術・製品に係る特許権等を対象として新たに助成金申請することはできますか？

A 過年度とは別の技術・製品に係る特許権等であれば、申請できます。過年度と同一の技術・製品に係る特許権等である場合は、申請できません。

Q 事業税はどのような税ですか？課税されていない場合に必要な書類はありますか？

A 事業税とは、事業を営む法人（法人事業税）、個人（個人事業税）に課税される地方税です。課税されていない場合は都税事務所にて非課税の証明書が発行されます。なお、個人事業者で、事業税が非課税の方は、税務署発行による所得税納税証明書（その1）の原本が必要です。

- Q 決算月の関係で、直近の確定申告書類がまだ完成していないので提出できませんが、確定申告書類の提出はどのようにしたらよいでしょうか？
- A 直近の確定申告書類の完成が、助成金申請時に間に合わない場合は、その前の期の確定申告書類を提出してください。
- Q 決算月の変更により、決算の対象期間が 12 か月に満たない決算期がありますが、決算報告書の提出はどのようにしたらよいでしょうか？
- A 決算の対象期間の合計が 24 か月以上となるように、複数期の決算報告書を提出してください。

2 助成対象について

- Q 知的財産権を共同出願する場合は、助成対象となりますか？
- A 助成対象となりますが、共同出願の内容が明記されている契約書を添付することが必要です。また、助成金申請者の費用負担割合に応じて助成金の額を決定します。共同出願契約書を締結済みであっても、助成対象となる発明が特定できない（基礎となる発明の出願番号の記載がない等）、権利の持分及び外国出願の費用負担割合が記載されていない等の場合には、その契約を原契約とする覚書等を助成金申請時までに締結し提出する必要があります。
- Q 基礎出願における出願人と助成金申請者が異なる場合は、助成対象となりますか？
- A 基礎出願における出願人と助成金申請者が異なる場合でも、助成金には申請できませんが、助成対象となるためには、助成金申請者が外国出願における出願人に含まれる必要があります。助成金申請前に外国出願を実施し、助成金申請者が外国出願における出願人に含まれない場合は、助成金申請者が外国出願における出願人に含まれるように、助成金申請時までに名義変更若しくは持分譲渡の契約若しくは協定を締結すると共に、出願国の所管庁に対して名義変更手続を実施し、助成金申請時にその契約書若しくは協定書及び出願国の所管庁へ提出した名義変更届を必ず添付してください。また、助成金申請前までに助成金申請者ではない方が支払った経費は、助成対象期間内にその経費を助成金申請者が弁償し、必要な帳票類によりその事実が確認できる場合に限り、助成対象となります。
- なお、助成金申請前に外国出願を実施していない場合は、助成金申請者が外国出願における出願人に含まれるように出願してください。
- Q 日本国内への出願は助成対象となりますか？
- A 日本国内への出願は助成対象となりません。また、PCT出願での日本への国内移行も助成対象となりません。日本国内への出願に対しては、助成制度を設けている区市がありますので、所在地の区市の産業課・経済課・商工課等にご確認ください。

巻末1 申請時に提出する書類

(1) 申請書類一覧 (○印：提出が必須、△印：当てはまる場合に提出)

※ 組織形態内に記載されている「団体」は、中小企業団体を指します。

| 組織形態 | | | 提出部数 | 提出書類 ※書類の中に、日本語以外の言語のものがある場合は、日本語の翻訳文をあわせて添付してください。 ※以下の他、審査に必要な書類の提出をお願いすることがあります。 例：助成金交付申請額の根拠を確認のための見積書 等 |
|------|-------|-----|------|---|
| 会社 | 個人事業者 | 団体等 | | |
| ○ | ○ | ○ | 3 | グローバルニッチトップ助成金交付申請書 |
| ○ | ○ | ○ | 1 | 反社会的勢力排除に関する誓約事項（公社所定） |
| ○ | | ○ | 1 | 履歴事項全部証明書（登記簿謄本）の原本 ※書類提出日時点で発行後3か月以内 |
| | ○ | | 1 | 個人事業の開業届出書の写し 【注1】 |
| ○ | | ○ | 各1 | 直近の法人事業税及び法人住民税の納税証明書（都税事務所発行）の原本 ※【未決算の場合】代表者の直近の所得税納税証明書（その1）（税務署発行）及び代表者の直近の住民税納税証明書（区市町村発行） |
| | ○ | | 各1 | 直近の個人事業税の納税証明書の原本（都税事務所発行）及び直近の代表者の住民税納税証明書の原本（区市町村発行） ※【個人事業税が課税されない場合】代表者の所得税納税証明書（その1）（税務署発行） |
| △ | | | 1 | 【助成金申請者が子会社の場合】親会社が中小企業であることを証する書類の写し 【注2】 |
| | | ○ | 1 | 定款、名簿、総会の議事録（助成金交付申請等について議決したもの）のそれぞれの写し 【注3】 |
| ○ | ○ | ○ | 各1 | 直近2期分の税務署へ提出した確定申告書の写し ※【個人事業者以外の場合】別表一、二、決算報告書（貸借対照表、損益計算書、販売費及び一般管理費内訳書、製造原価報告書、株主資本等変動計算書、個別注記表 等）、法人事業概況説明書 ※【個人事業者の場合】収支内訳書又は青色申告決算書、貸借対照表等の全て ※【創業2年未満の場合】直近1期分で可 ※【未決算の場合】事業遂行を裏付ける資金保有の状況が分かる書類（残高証明書等） |
| ○ | ○ | ○ | 3 | 東京都等が実施する事業で、技術や製品が優れたものであると認められ、表彰・助成・支援を受けたことを証する書面の写し（詳細は10～13頁を参照） |
| ○ | ○ | ○ | 3 | 上記に係る特許権又は実用新案権又は意匠権の登録証又は登録原簿の写し及び登録公報の写し |
| ○ | ○ | ○ | 3 | 技術資料等の写し（申請テーマに関する製品・技術のパンフレット、パワーポイントの資料等） |
| △ | △ | △ | 3 | 【国際調査報告書を受領済みの場合】国際調査報告書、見解書、代理人コメント、国際調査報告書に記載されたX、Y文献のうちあるもの全ての写し 【注4】の写し |
| △ | △ | △ | 3 | 【国際予備審査報告書を受領済みの場合】予備審査請求書、予備審査報告書の写し |
| △ | △ | △ | 3 | 【共同出願の場合】 権利の持分及び外国出願の費用負担割合が記載された共同出願契約書【注5】 |

※ マイナンバーが記載された書類は受領できませんので、ご注意ください。（確定申告書や開業届出書等でマイナンバーが記載されている場合には黒塗りにしてご提出ください。）

注1 個人事業の開業届出書を紛失した場合、税務署で開示請求をして提出済の証明を受けてください（証明書が発行されるまでに数か月を要する場合があります。詳細は税務署にお問い合わせください）。

注2 親会社の履歴事項全部証明書（登記簿謄本）の写し（書類提出日時点で発行後3か月以内）及び社歴書等の親会社の業種と従業員数が確認できる書類の写し

注3 名簿の記載事項として、事前に下記をご確認ください。

- ・【中小企業団体の場合】組合員の登記簿上の所在地・資本金・従業員数・大企業が実質的に経営に参画していることの有無が記載されていること（組合員に個人が含まれる場合は、当該個人の開業届出の有無・開業届出上の所在地が記載されていること）

注4 X、Y文献とは、国際調査報告書の「C. 関連すると認められる文献」欄の引用文献のカテゴリーとして「X」又は「Y」が記載されている文献を指します（外国語文献の場合、日本語の翻訳文は不要です）。X、Y文献が無い場合は引用文献の添付は不要です。

注5 共同出願契約書を締結済みであっても、助成対象となる発明が特定できない（基礎となる発明の出願番号の記載がない等）、権利の持分及び外国出願の費用負担割合が記載されていない等の場合には、その契約を原契約とする覚書等を助成金申請時までには締結し提出する必要があります。

表彰・助成・支援を受けたことを証する書面

| | 事業名 | 支援を受けたことを証する書面（写） |
|----|--|--|
| 1 | 経営革新計画 | 「経営革新計画に係る承認について」及び承認された内容が確認できる資料 (経営革新計画申請書の2頁ほか) |
| 2 | 東京都トライアル発注認定制度 (新事業分野開拓者認定制度) | 認定書 |
| 3 | 東京ビジネスデザインアワード (東京デザインコンペティション事業) | 賞状「テーマ賞」又は「受賞決定通知書」 |
| 4 | T O K Y O 地域資源等活用推進事業 | 助成金確定通知書 |
| 5 | 明日にチャレンジ中小企業基盤強化事業 (受注型中小企業競争力強化支援事業) | 助成金確定通知書及び助成金交付申請書 |
| 6 | 外国特許出願費用助成事業 | 助成金確定通知書及び助成金交付申請書 |
| 7 | 外国実用新案出願費用助成事業 | 助成金確定通知書及び助成金交付申請書 |
| 8 | T O K Y O 戦略的イノベーション促進事業 | 助成金確定通知書 |
| 9 | 新需要獲得に向けたイノベーション創出支援事業 | 助成金確定通知書 |
| 10 | 中小企業ニューマーケット開拓支援事業 | 支援製品・技術審査結果又は製品カタログ (「製品説明会」用に公社が作成したカタログ) |
| 11 | 事業可能性評価事業 | 事業可能性評価結果報告書 |
| 12 | 新製品・新技術開発助成事業 | 助成金確定通知書 |
| 13 | 「東京手仕事」普及促進プロジェクト(東京発「クールジャパン」の推進/伝統工芸品) | 普及促進プロジェクト審査結果通知 |
| 14 | 海外販路ナビゲータによるハンズオン支援 (海外展開総合支援事業) (海外販路開拓支援事業) | 支援対象製品等選定審査会審査結果報告又は中小企業開発製品・技術情報(審査会時に公社が作成したカタログ) |
| 15 | 知財戦略導入支援事業 (ニッチトップ育成支援事業) | 修了証書 |
| 16 | 海外企業連携ナビゲータによるハンズオン支援(海外企業連携プロジェクト事業) | 支援対象企業選定審査会審査結果報告又は中小企業開発製品・技術情報(審査会時に公社が作成したカタログ) |
| 17 | 事業化チャレンジ道場 (ものづくりイノベーション企業創出道場) (製販一体型新製品開発支援事業) | 「売れる製品開発道場」修了証書及び最終プレゼンテーション資料 |
| 18 | 介護現場のニーズに対応した製品開発支援事業 | 助成金確定通知書 |

| | 事業名 | 支援を受けたことを証する書面（写） |
|----|--|-------------------|
| 19 | 先進的防災技術実用化支援事業 （改良・実用化フェーズ） | 助成金確定通知書 |
| 20 | 航空宇宙産業への参入支援事業 （宇宙製品等開発経費助成） | 助成金確定通知書 |
| 21 | 次世代イノベーション創出プロジェクト 2020 助成 事業 | 助成金確定通知書 |
| 22 | T O K Y O イチオシ応援事業 （地域の魅力を活かした新ビジネス創出事業） | 助成金確定通知書 |
| 23 | 製品改良／規格適合・認証取得支援事業 （マネジメントシステム認証取得を除く） | 助成金確定通知書 |
| 24 | 東京アニメピッチグランプリ（東京発「クールジャ パン」の推進（コンテンツ））（アニメーション海外 展開ステップアッププログラム事業） | 結果通知書 |
| 25 | 東京コンテンツ／ソリューションビジネスアワード（オンラインコンテンツビジネスアワード）（先端 技術を活用した社会課題解決促進事業） | 表彰状又は審査結果通知書 |
| 26 | スポーツ・健康分野の海外展開支援事業（成長産業 分野の海外展示会出展支援事業） | 結果通知書 |
| 27 | 医療関連機器等の海外展開支援（成長産業分野の海 外展示会出展支援事業） | 結果通知書 |
| 28 | 東京都ベンチャー技術大賞 （世界発信コンペティション） | 表彰状又は審査結果通知書 |
| 29 | T O K Y O 地域資源等を活用したイノベーション 創出事業 | 助成金確定通知書 |
| 30 | 女性活躍のためのフェムテック開発支援・普及促進 事業 | 助成金確定通知書 |
| 31 | 安全・安心な東京の実現に向けた製品開発支援事業 | 助成金確定通知書 |
| 32 | 高齢者向け新ビジネス創出支援事業 | 助成金確定通知書 |
| 33 | 成長産業分野への事業転換に向けた製品開発支援 事業（技術開発助成） | 助成金確定通知書 |
| 34 | 多摩ものづくりコミュニティ組成支援事業 | 助成金確定通知書 |
| 35 | 広域ものづくりネットワーク形成支援事業 | 助成金確定通知書 |
| 36 | 知的財産活用製品化支援助成事業 | 助成金確定通知書 |

| | 事業名 | 支援を受けたことを証する書面（写） |
|----|-------------------|-------------------|
| 37 | スタートアップ知的財産支援助成事業 | 助成金確定通知書 |

(2) 申請書類のサンプル

ア 履歴事項全部証明書（登記簿謄本）

履歴事項全部証明書

東京都〇〇区△△□丁目XX番◎号
株式会社〇〇〇〇

※現在事項全部証明書は不可

| | | |
|----------|--------------------------------------|--|
| 会社法人等番号 | 〇〇〇〇-〇〇-□□□□□□ | ※都内に本店又は支店の登記があること ※支店の場合は、令和8年4月1日以前に支店登記されていること |
| 商号 | 株式会社△△△△ 株式会社〇〇〇〇 | |
| 本店 | 東京都××区□□〇丁目△△番☆号 東京都〇〇区△△□丁目XX番◎号 | △△年△月△△日移転 ☆☆年☆☆月☆☆日登記 |
| 公告をする方法 | 官報に掲載してする。 | |
| 会社設立の年月日 | ◆◆年◆月◆日 | ※令和8年4月1日以前に設立登記されていること |

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

(〇〇法務局管轄)

▼▼年▼月▼日

〇〇法務局
登記官

登 記 一 郎

職 印

※書類提出日時点で発行後3か月以内であること

・住民税納税証明書（区市町村発行）の例

| 納 税 証 明 書 | | | | | | |
|--|-------|---------|----------------|-------|--------|---------|
| 納 税 義 務 者 | | 氏名 (名称) | 〇〇 〇〇 | | | |
| | | 住所 (所在) | 〇〇区△△□□丁目××番◎号 | | | |
| 年 度 | 税 目 | 納付すべき税額 | 納付済税額 | 未 納 額 | 満期未到来額 | 備 考 |
| 〇〇 □□ | 個人住民税 | 〇〇,〇〇〇円 | 〇〇,〇〇〇円 | 0円 | 0円 | 特別徴収につき |
| | (以下余) | | | | | |
| <p>※未納額が満期未到来額を上回っていないことを確認</p> <p>※個人住民税であることを確認</p> <p>※直近期であることを確認</p> <p>上記のとおり相違ないことを証明します。 〇〇年〇月〇〇日</p> <p>〇〇区長 村区 長市 印町</p> <p>※区市町村発行であることを確認 ※納付時の領収証書は不可</p> | | | | | | |

・個人事業税納税証明書（区市町村発行）の例

| 納 税 証 明 書 | | | | | | |
|--|-------|---------|----------------|-------|--------|---------|
| 納 税 義 務 者 | | 氏名 (名称) | 〇〇 〇〇 | | | |
| | | 住所 (所在) | 〇〇区△△□□丁目××番◎号 | | | |
| 年 度 | 税 目 | 納付すべき税額 | 納付済税額 | 未 納 額 | 満期未到来額 | 備 考 |
| 〇〇 □□ | 個人事業税 | 〇〇,〇〇〇円 | 〇〇,〇〇〇円 | 0円 | 0円 | 特別徴収につき |
| | (以下余) | | | | | |
| <p>※未納額が満期未到来額を上回っていないことを確認</p> <p>※個人事業税であることを確認</p> <p>※直近期であることを確認</p> <p>上記のとおり相違ないことを証明します。 〇〇年〇月〇〇日</p> <p>〇〇区長 村区 長市 印町</p> <p>※区市町村発行であることを確認 ※納付時の領収証書は不可</p> | | | | | | |

ウ 個人事業の開業届出書

| | | | | | |
|--|--|--|--------|--|-----------------------|
| 税務署受付印 | | 1 0 4 0 | | | |
| 個人事業の開業・廃業等届出書 | | | | | |
| 納税地 <input type="radio"/> 住所地・ <input type="radio"/> 居所地・ <input type="radio"/> 事業所等(該当するものを選択してください。) (〒 - -) (TEL - - -) | | 上記以外の 住所地・ 事業所等 (〒 - -) (TEL - - -) ※都内に届出していること | | | |
| フリガナ | | 生年月日 | | | |
| 氏名 | | <input type="radio"/> 大正 <input type="radio"/> 昭和 年 月 日生 <input type="radio"/> 平成 | | | |
| 個人番号 | | フリガナ | | | |
| 職業 | | 屋号 | | | |
| 個人事業の開業等について次のとおり届けます。 | | | | | |
| 届出の区分 | 開業(事業の引継ぎを受けた場合は、受けた先の住所・氏名を記載します。) 住所 氏名 事務所・事業所の(○新設・○増設・○移転・○廃止) 廃業(事由) (事業の引継ぎ(譲渡)による場合は、引き継いだ(譲渡した)先の住所・氏名を記載します。) 住所 氏名 | | | | |
| 所得の種類 | <input type="radio"/> 不動産所得・ <input type="radio"/> 山林所得・ <input type="radio"/> 事業(農業)所得[廃業の場合……○全部・○一部()] | | | | |
| 開業・廃業等日 | 開業や廃業、事務所・事業所の新増設等のあった日 平成 年 月 日 | | | | |
| 事業所等を新増設、移転、廃止した場合 | 新増設、移転後の所在地 移転・廃止前の所在地 | (電話) | | | |
| 廃業の事由が法人の設立に伴うものである場合 | 設立法人名 法人納税地 | ※令和8年4月1日以前に届出されていること | | | |
| 開業・廃業に伴う届出書の提出の有無 | 「青色申告承認申請書」又は「青色申告の取りやめ届出書」 消費税に関する「課税事業者選択届出書」又は「事業廃止届出書」 | <input type="radio"/> 有・ <input type="radio"/> 無 <input type="radio"/> 有・ <input type="radio"/> 無 | | | |
| 事業の概要 | (できるだけ具体的に記載します) | | | | |
| 給与等の支払の状況 | 区分 | 従業員数 | 給与の定め方 | 税額の有無 | その他参考事項 |
| | 専従者 | 人 | | <input type="radio"/> 有・ <input type="radio"/> 無 | |
| | 使用人 | | | <input type="radio"/> 有・ <input type="radio"/> 無 | |
| | 計 | | | <input type="radio"/> 有・ <input type="radio"/> 無 | |
| 源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書の提出の有無 | | | | <input type="radio"/> 有・ <input type="radio"/> 無 | 給与支払を開始する年月日 平成 年 月 日 |
| 関与税理士 | 整理番号 関係部門 A B C 番号確認 身元確認 <input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済 整理 整理 整理 整理 整理 整理 関係用紙 通信日付印の年月日 確認印 確認書類 個人番号カード/通知カード・運転免許証 その他() | | | | |

・個人事業の開業届出書を紛失した場合、税務署で開示請求をして提出済の証明を受けてください(証明書が発行されるまでに数か月を要する場合があります。詳細は税務署にお問い合わせください)。

・確定申告書別表二の例

| 同族会社等の判定に関する明細書 | | | | 事業年度 又は連結 事業年度 | 法人名 | 別表二 |
|--------------------|----------------------|---------|----------------|----------------------|-------------------------------|------------|
| 同族会社等の判定 | 期末現在の発行済株式の総数又は出資の総額 | 1 | 内 | 特 | ②の上位1順位の株式数又は出資の金額 | 11 |
| | ④と②の上位3順位の株式数又は出資の金額 | 2 | | 定 | 株式数等による判定 | 12 |
| | 株式数等による判定 | 3 | % | 同 | ②の上位1順位の議決権の数 | 13 |
| | 議決権の数による判定 | 4 | % | 族 | 議決権の数による判定 | 14 |
| | 議決権の数による判定 | 5 | % | 会 | ②の社員の1人及びその同族関係者の合計人数のうち最も多い数 | 15 |
| | 議決権の数による判定 | 6 | % | 社 | 社員の数による判定 | 16 |
| | 議決権の数による判定 | 7 | % | の | 特定同族会社の判定割合 | 17 |
| | 議決権の数による判定 | 8 | % | 判 | 判定結果 | 18 |
| 判定 | ⑤の判定割合のうち最も高い割合 | 10 | % | 判定結果 | 特定同族会社 同族会社 非同族会社 | |
| 判定基準となる株主等の株式数等の明細 | | | | | | |
| 順位 | 判定基準となる株主(社員)及び同族関係者 | | 判定基準となる株主等との続柄 | 株式数又は出資の金額等 | | |
| 株式数等 | 議決権数 | 住所又は所在地 | 氏名又は法人名 | 株式数又は出資の金額 | 議決権の数 | 株式数又は出資の金額 |
| | | | | 19 | 20 | 21 |
| | | | 本人 | | | 22 |

※株主の記載があること

・貸借対照表の例

| 貸借対照表 | | | |
|------------|--------------|-----------|------------|
| 〇〇年〇月〇日現在 | | | |
| 〇〇〇〇株式会社 | | (単位: 円) | |
| 資産の部 | | 負債の部 | |
| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
| 【流動資産】 | | 【流動負債】 | 〇〇,〇〇〇,〇〇〇 |
| 現金及び預金 | 【〇〇,〇〇〇,〇〇〇】 | 未払金 | 〇,〇〇〇,〇〇〇 |
| 売掛金 | 〇,〇〇〇,〇〇〇 | 短期借入金 | 〇,〇〇〇,〇〇〇 |
| 立替金 | 〇,〇〇〇,〇〇〇 | 未払法人税等 | 〇,〇〇〇,〇〇〇 |
| 前払費用 | 〇,〇〇〇,〇〇〇 | 預り金 | 〇,〇〇〇,〇〇〇 |
| 【固定資産】 | 〇,〇〇〇,〇〇〇 | 【固定負債】 | 〇,〇〇〇,〇〇〇 |
| 附属設備 | 【〇,〇〇〇,〇〇〇】 | 長期借入金 | 〇,〇〇〇,〇〇〇 |
| 工具器具備品 | 〇,〇〇〇,〇〇〇 | 負債の部合計 | 〇〇,〇〇〇,〇〇〇 |
| 【投資その他の資産】 | 〇,〇〇〇,〇〇〇 | 純資産の部 | |
| 長期前払費用 | 【〇,〇〇〇,〇〇〇】 | 【株主資本】 | 〇,〇〇〇,〇〇〇 |
| | 〇,〇〇〇,〇〇〇 | 資本金 | 〇,〇〇〇,〇〇〇 |
| | | 利益剰余金 | 〇,〇〇〇,〇〇〇 |
| | | その他利益剰余金 | 〇,〇〇〇,〇〇〇 |
| | | 繰越利益剰余金 | 〇,〇〇〇,〇〇〇 |
| 資産の部合計 | 〇〇,〇〇〇,〇〇〇 | 負債及び純資産合計 | 〇〇,〇〇〇,〇〇〇 |

・損益計算書の例

| <u>損 益 計 算 書</u> | |
|-----------------------|------------|
| 自 ○年○月○日 至 ○年○月○日 | |
| ○○○株式会社 (単位: 円) | |
| 科 目 | 金 額 |
| 【売上高】 | |
| 売 上 高 | ○○,○○○,○○○ |
| 【売上原価】 | |
| 仕 入 高 | ○,○○○,○○○ |
| 合 計 | ○,○○○,○○○ |
| 期 末 棚 卸 高 | ○,○○○,○○○ |
| 売 上 総 利 益 | ○○,○○○,○○○ |
| 【販売費及び一般管理費】 | |
| 販売費及び一般管理費合計 | ○,○○○,○○○ |
| 営 業 利 益 額 | ○,○○○,○○○ |
| 【営業外収益】 | |
| 受 取 利 息 | ○○○ |
| 【営業外費用】 | |
| 支 払 利 息 | ○○○,○○○ |
| 雑 損 失 | ○○ |
| 営 業 外 費 用 合 計 | ○○○,○○○ |
| 経 常 利 益 金 額 | ○○○,○○○ |
| 税 引 前 当 期 利 益 金 額 | ○○○,○○○ |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | ○○,○○○ |
| 当 期 純 利 益 金 額 | ○○○,○○○ |

・販売費及び一般管理費内訳書の例 (※損益計算書に内訳の記載がある場合は不要)

| <u>販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 内 訳 書</u> | |
|----------------------------------|-----------|
| 自 ○年○月○日 至 ○年○月○日 | |
| ○○○株式会社 (単位: 円) | |
| 科 目 | 金 額 |
| 役 員 給 与 | ○,○○○,○○○ |
| 給 料 手 当 | ○,○○○,○○○ |
| 法 定 福 利 費 | ○○○,○○○ |
| 福 利 厚 生 費 | ○○○,○○○ |
| 外 注 費 | ○,○○○,○○○ |
| 広 告 宣 伝 費 | ○,○○○,○○○ |
| 接 待 交 際 費 | ○○○,○○○ |
| 旅 費 交 通 費 | ○○○,○○○ |
| 通 信 費 | ○○,○○○ |
| 水 道 光 熱 費 | ○○,○○○ |
| 支 払 手 数 料 | ○○○,○○○ |
| 地 代 家 賃 | ○○○,○○○ |
| 保 険 料 | ○○○,○○○ |
| 租 税 公 課 | ○○○,○○○ |
| 支 払 報 酬 | ○○○,○○○ |
| 雑 費 | ○○,○○○ |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 合 計 | ○,○○○,○○○ |

・株主資本等変動計算書の例

| <u>株 主 資 本 等 変 動 計 算 書</u> | | |
|----------------------------|----------|------------------|
| | 自 ○年○月○日 | |
| | 至 ○年○月○日 | |
| 〇〇〇株式会社 | | (単位： 円) |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | 当期首残高 | 0,000,000 |
| | 当期変動額 | 0 |
| | 当期末残高 | <u>0,000,000</u> |
| 利益剰余金 | | |
| その他利益剰余金 | | |
| 繰越利益剰余金 | 当期首残高 | 0,000,000 |
| | 当期変動額 | <u>0,000,000</u> |
| | 当期末残高 | <u>0,000,000</u> |
| 利益剰余金合計 | 当期首残高 | 0,000,000 |
| | 当期変動額 | <u>0,000,000</u> |
| | 当期末残高 | <u>0,000,000</u> |
| 株主資本合計 | 当期首残高 | 0,000,000 |
| | 当期変動額 | <u>0,000,000</u> |
| | 当期末残高 | <u>0,000,000</u> |
| 純資産延合計 | 当期首残高 | 0,000,000 |
| | 当期変動額 | <u>0,000,000</u> |
| | 当期末残高 | <u>0,000,000</u> |

・個別注記表の例

| <u>個 別 注 記 表</u> | |
|------------------------|------------------------|
| | 自 ○年○月○日 至 ○年○月○日 |
| 1. ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ | |
| ① ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ | |
| ② ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ | |
| 2. ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ | |
| ① ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ | |
| ② ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ | |

・法人事業概況説明書（表）の例

| 法人事業概況説明書 | | | | | | | | | | F B 1 0 0 6 | | |
|---|----------|--------------|---|--------|-----------------|-------------|------------------|---------|------------------|-------------|-------------|--|
| 別紙「法人事業概況説明書の書き方」を参考に記載し、法人別中冊等に一同添付して提出してください。 なお、訂正欄が不足する項目につきましては、お手数ですが、裏面の用紙に別添記載の上、添付願います。 | | | | | | | | | | 整理番号 | | |
| 法人番号 | 法人名 | 電話 | 事業年度 | 自 | 至 | 月 | 日 | 税務署 | 処理欄 | | | |
| 本社ホームページの有無 | | | 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> | | （本社ホームページアドレス） | | | | | | | |
| 1 事業内容 | ()業 | (1) 国内支店・店舗数 | | 支店・店舗数 | | (2) 国内子会社の数 | | 海外子会社の数 | | | | |
| | | 支店・店舗数 | | 支店・店舗数 | | 海外子会社の数 | | 海外子会社の数 | | | | |
| | | 支店・店舗数 | | 支店・店舗数 | | 海外子会社の数 | | 海外子会社の数 | | | | |
| 4 期末従業員等の状況 | (1) 常勤役員 | | (2) P.C.の利用 | | (3) P.C.の利用形態 | | (4) 会計ソフトの利用等 | | (5) 会計ソフト名 | | (6) メールソフト名 | |
| | 計 | | 利用状況 | | 7 株主又は株式所有異動の有無 | | 8 役員又は役員報酬の異動の有無 | | 9 役員又は役員報酬の異動の有無 | | 10 売上(収入)高 | |
| 10 売上(収入)高 | | | | | | | | | | 特別損失 | | |

OCR入力用(この用紙は機械で読み取ります。折ったり汚したりしないでください。)

・法人事業概況説明書（裏）の例

| | | | | | | | | | | | | | |
|-------------|--------------|-----|----------|-------|-------------|-----|--------|------|----|----|---|----|---|
| 12 事業形態 | (1) 兼業種目 | | (兼業割合) % | | 13 主な設備等の状況 | | | | | | | | |
| | (2) 事業内容の特異性 | | | | | | | | | | | | |
| | (3) 売上区分 | | 現金売上 | % 掛売上 | | % | | | | | | | |
| 14 決済日等の状況 | 売上 | 締切日 | 決済日 | | 16 税理士の関与状況 | | | | | | | | |
| | 仕入 | 締切日 | 決済日 | | | | | | | | | | |
| 15 帳簿類の備付状況 | 外注費 | 締切日 | 支給日 | | (4) 関与状況 | | | | | | | | |
| | 給料 | 締切日 | 支給日 | | | | | | | | | | |
| | 帳簿書類の名称 | | | | | | | | | | | | |
| 18 月別 | 売上(収入)金額 | | 仕入金 | | 外注費 | 人件費 | 源泉徴収税額 | 従業員数 | | | | | |
| | 月 | 千円 | 千円 | 千円 | | | | | 千円 | 千円 | 円 | 千円 | 人 |
| | 月 | | | | | | | | | | | | |

・青色申告決算書の例

□□年分所得税青色申告決算書（一般用）

| | | | |
|--------|-------------------|--------|--------|
| 住所 | フリガナ氏名 | 依頼所所在地 | 事務所所在地 |
| 事業所所在地 | 電話番号（自宅） （事業所） | 氏名（名称） | 電話番号 |
| 業種名 | 屋号 | 加入団体名 | 電話番号 |

年月日 損益計算書（自□□月□□日至□□月□□日）

| 科 目 | 金 額 (円) | | 科 目 | 金 額 (円) | | 科 目 | 金 額 (円) | |
|------------------------|---------|---|-----------------|---------|---|--|---------|---|
| | 借 | 貸 | | 借 | 貸 | | 借 | 貸 |
| 売上(収入)金額 (雑収入を含む) ① | | | 消耗品費 ① | | | 貸倒引当金 ② | | |
| 前払商品(製品) ② | | | 減価償却費 ② | | | 計 ③ | | |
| 仕入金額(②+③) ③ | | | 福利厚生費 ③ | | | 専従者給与 ④ | | |
| 小計(②+③) ④ | | | 給料賃金 ④ | | | 貸倒引当金 ⑤ | | |
| 前払商品(製品) ⑤ | | | 外注工賃 ⑤ | | | 計 ⑥ | | |
| 仕入金額(⑤+⑥) ⑥ | | | 利子割引料 ⑥ | | | 青色申告特別控除前の所得金額 (④+⑤-⑥) ⑦ | | |
| 小計(⑤+⑥) ⑦ | | | 地代家賃 ⑦ | | | 青色申告特別控除額 ⑧ | | |
| 差引金額(⑦-⑧) ⑧ | | | 貸倒金 ⑧ | | | 所得金額 (⑦-⑧) ⑨ | | |
| 租税公課 ⑨ | | | 雑費 ⑨ | | | ●青色申告特別控除については、「決算の手引き」の「青色申告特別控除」の項をご覧ください。 | | |
| 商運運賃 ⑩ | | | 計 ⑩ | | | | | |
| 水道光熱費 ⑪ | | | 差引金額 (⑦-⑩) ⑪ | | | | | |
| 旅費交通費 ⑫ | | | | | | | | |
| 通信費 ⑬ | | | | | | | | |
| 広告宣伝費 ⑭ | | | | | | | | |
| 接待交際費 ⑮ | | | | | | | | |
| 損害保険料 ⑯ | | | | | | | | |
| 修繕費 ⑰ | | | | | | | | |

□□年分

氏名

| ○月別売上(収入)金額及び仕入金額 | | | ○給料賃金の内訳 | | | | | | |
|-------------------|---------------|-----------|----------|---------|---------------|----------------------------|------------------|-------------|------------------------------|
| 月 | 売上(収入)金額 円 | 仕入金額 円 | 氏名 | 年齢 歳 | 従事 月数 月 | 支 給 料 賃 金 円 | 支 給 与 円 | 合 計 円 | 所得税及び復興特別 所得税の源泉徴収税額 円 |
| 1 | | | | | | | | | |
| 2 | | | | | | | | | |
| 3 | | | | | | | | | |
| 4 | | | | | | | | | |
| 5 | | | | | | | | | |
| 6 | | | | | | | | | |
| 7 | | | | | | | | | |
| 8 | | | | | | | | | |
| 9 | | | | | | | | | |
| 10 | | | | | | | | | |
| 11 | | | | | | | | | |
| 12 | | | | | | | | | |
| 家事 消費等 | | | | | | | | | |
| 雑収入 | | | | | | | | | |
| 計 | | | | | | | | | |

| ○貸倒引当金繰入額の計算（下の計算に当たっては、「決算の手引き」の「貸倒引当金」の項をご覧ください。） | | | ○青色申告特別控除額の計算（この計算に当たっては、「決算の手引き」の「青色申告特別控除」の項をご覧ください。） | | |
|--|-----|---|---|-----|---|
| 額別評価による本年分繰入額 (前期繰入額に前期繰入額の繰上額を加えて計算) | 金 額 | 円 | 本年分の不動産所得の金額(青色申告特別控除額を差し引く前の金額) | 金 額 | 円 |
| 一括評価による本年分繰入額 | ① | | 青色申告特別控除前の所得金額(1ページの「損益計算書」の⑦欄の金額を書いてください) | ② | |
| 年別における一括評価による貸倒引当金の繰入れの対象となる貸倒引当金の繰上額 (②×5.5% (金額率は3.3%)) | ② | | 85万円の青色申告特別控除を受ける場合 | ③ | |
| 本年分繰入限度額 (②×5.5% (金額率は3.3%)) | ③ | | 10万円と④のいずれか少ない方の金額 (不動産所得から差し引かれる「青色申告特別控除額」) | ④ | |
| 本年分繰入額 | ④ | | 上記以外 | ⑤ | |
| 本年分の貸倒引当金繰入額 (①+④) | ⑤ | | 10万円と⑥のいずれか少ない方の金額 (不動産所得から差し引かれる「青色申告特別控除額」) | ⑥ | |
| | | | の場合 | ⑦ | |

(注) 貸倒引当金、専従者給与や3ページの割増(特別)償却以外の特典を利用する人は、適宜の用紙にその明細を記載し、この決算書に添付してください。

巻末2 実績報告時に提出する帳票類のサンプル

ア 注文書及び注文請書

・【特許】先行技術調査及び出願の例

・発行権者名及び受信者名並びに日付について、他の帳票類と矛盾がないこと
 ※電話等の口頭、及び電子メールによるものは不可

| | |
|--|---|
| 〇〇年〇〇月〇〇日 注文書番号: 〇〇〇 | |
| 注文書 | |
| 〇〇〇〇弁理士事務所 御中 | 〒〇〇〇-〇〇〇〇 東京都千代田区〇〇町●-■ 株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇 TEL: 03-××××-△△△△ |
| <p>・受信者名が明記されていること</p> <p>・助成事業者の名義で発行権者名が明記されていること</p> <p>・押印があること(押印に代えて発行権者の記名又は自署も可)</p> | <p>・日付が明記されていること</p> <p style="text-align: right;">印</p> |
| 摘要 | |
| 発明の名称: 〇〇〇〇 | |
| 出願国: 【国際出願】〇〇、【直接出願】〇〇 | |
| 出願人: 株式会社〇〇〇〇 | |
| 上記発明にかかる先行技術調査 | |
| 上記発明にかかる出願手続(翻訳含む) | |
| 備考 | |
| 履行完了を確認した後、振込により代金を支払うものとします。 | |
| 助成対象外の内容は本注文書に含みません。 | |
| 履行完了を確認するために提出を求める書類: | |
| ・先行技術調査報告書 | |
| ・相手国所管庁へ提出した願書、出願明細書(翻訳文)、図面等の出願書類一式 | |
| ・代理人等からの完了報告(貴所及び現地) | |
| ・相手国所管庁発行の受領書(出願、国内段階移行に関するもの) | |
| ※受領書は、出願人及び出願番号が明記されたもの | |
| ・現地代理人等からの請求書 | |
| ※請求書は、請求日、請求内容(仕様・単価・数量等)、請求金額、支払方法(振込先等)、為替レート等が明記されたもの | |
| ・その他出願に関する書類 | |

・発明の名称・出願国・出願人(助成事業者が含まれていること)・内容等が明記されていること

・「助成対象外の内容は当該書類に含まない」旨が注記されていること

※履行完了を確認するために提出を求める書類は実績報告時に必要となるため、発注時に必ずご確認ください。

※注文書を1枚にまとめなくても可

- ・発行権者名及び受信者名並びに日付について、他の帳票類と矛盾がないこと
- ※電話等の口頭、及び電子メールによるものは不可

〇〇年〇〇月〇〇日
請書番号:〇〇〇

注文請書

・助成事業者の名義で受信者名が明記されていること

・発行権者名が明記されていること

・押印があること（押印に代えて発行権者の記名又は自署も可。ただし、書類の発行権者の連絡先の記載が必要）

・日付が明記されていること

株式会社〇〇〇〇 御

〒〇〇〇-〇〇〇〇
東京都千代田区〇〇町●-■
〇〇〇〇弁理士事務所
所長 〇〇〇〇
TEL: 03-××××-△△△△

印

| 摘要 |
|-----------------------|
| 発明の名称:〇〇〇〇 |
| 出願国:【国際出願】〇〇、【直接出願】〇〇 |
| 出願人:株式会社〇〇〇〇 |
| 上記発明にかかる先行技術調査 |
| 上記発明にかかる出願手続(翻訳含む) |

備考

振込により代金をお支払ってください。

助成対象外の内容は本注文請書に含みません。

履行を完了した際に提出する書類:

- ・先行技術調査報告書
- ・相手国所管庁へ提出した願書、出願明細書(翻訳文)、函面等の出願書類一式
- ・代理人等からの完了報告(当所及び現地)
- ・相手国所管庁発行の受領書(出願、国内段階移行に関するもの)
- ※受領書は、出願人及び出願番号が明記されたもの
- ・現地代理人等からの請求書
- ※請求書は、請求日、請求内容(仕様・単価・数量等)、請求金額、支払方法(振込先等)、為替レート等が明記されたもの
- ・その他出願に関する書類

- ・発明の名称・出願国・出願人（助成事業者が含まれていること）・内容等が明記されていること
- ・注文書と内容が整合していること
- ※助成対象外の内容が注文請書に含まれていないことをご確認ください。
- ・履行完了を確認するために提出する書類が注記されていること
- ※履行完了を確認するために提出する書類は実績報告時に必要となるため、請書受領時にも必ずご確認ください。
- ※注文請書を1枚にまとめなくても可
- ※注文請書に代えて、注文書の内容を請負する旨の文言、及び請負日付・代理人名が記載され、かつ代理人により押印された注文書で代用することも可

イ 請求書

・【特許】 先行技術調査及び出願の例

・発行権者名及び受信者名並びに日付について、他の帳票類と矛盾がないこと

・助成事業者の名義で受信者名が明記されていること

〇〇年〇〇月〇〇日
請求書番号:〇〇〇
・日付が明記されていること

御 請 求 書

株式会社〇〇〇〇 御中

〒〇〇〇-〇〇〇〇
東京都千代田区〇〇町●-■
〇〇〇〇弁理士事務所
所長 〇〇〇〇
TEL:03-××××-△△△△
登録番号:ト〇〇〇〇〇〇〇

発明の名称:〇〇〇〇
出願国:【国際出願】〇〇、【直接出願】〇〇
出願人:株式会社〇〇〇〇

印

・発明の名称・出願国・出願人（助成事業者が含まれていること）が明記されていること

金額 ¥1,272,471

・発行権者名が明記されていること
・契約書等の当事者名と整合していること
・押印があること（押印に代えて発行権者の記名又は自署も可。ただし、書類の発行権者の連絡先の記載が必要）

| 摘要 | 数量 | | |
|---------------------------|----|---------|-----------|
| 当所先行技術調査手数料 | 1 | | |
| 当所〇〇国移行手数料(翻訳料含む) | 1 | 640,000 | 640,000 |
| 当所〇〇国直接出願手数料(翻訳料含む) | 1 | 58,000 | 58,000 |
| 現地代理人〇〇国移行費用(USD〇〇〇.〇〇) | 1 | 140,000 | 140,000 |
| 現地代理人〇〇国直接出願費用(USD〇〇〇.〇〇) | 1 | 400,000 | 400,000 |
| 海外送金振込手数料 | 2 | 3,000 | 6,000 |
| 小計(A) | | | 1,274,000 |
| 消費税(B) | | | 72,800 |
| 源泉税(C) | | | 74,329 |
| 請求額(A+B-C) | | | 1,272,471 |

備考

・国内代理人の請求書の場合は、消費税額が明記されていること

〇/〇レート:TUSD=〇〇〇.〇〇円
代金は下記へお振込ください。
〇〇銀行 〇〇支店 〇〇預金 〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇弁理士

- ・内容・数量・単価・金額・支払方法（振込先等）・為替レート等が明記されていること（翻訳料を含む場合はその旨も明記すること）
 - ・現地代理人からの請求額と整合する請求額が明記されていること（現地代理人が外貨で請求している場合は外貨額も明記されていること）
 - ・上記の外貨額×為替レートの円換算額と請求書に記載されている円換算額が整合していること
 - ・国内代理人の請求書の場合は、消費税額が明記されていること
 - ・請求書に記載された発行権者名と振込先の口座名義が整合していること
- ※請求書を1枚にまとめなくても可
※弁理士事務所が弁理士法人や会社ではない場合、源泉徴収税額が明記されていること